

第4期計画期間における第1号保険料について

第4期（平成21～23年度）第1号保険料

〔第3期〕 4,090円	→	〔第4期〕 4,160円	(+1.7%)
-----------------	---	-----------------	---------

※ 第1期は2,911円、第2期は3,293円

（参考1）第3期と第4期の第1号被保険者数の状況

	保険者数
第3期から保険料基準額を引き上げた保険者	902
第3期から保険料基準額を据え置いた保険者	323
第3期から保険料基準額を引き下げた保険者	403
合 計	1,628

- ※1 本資料における保険料額は、保険者ごとの保険料基準額を平均したものである（月額・加重平均）。
- ※2 保険料を経過的に複数設定している保険者については、加重平均により1保険者につき1保険料として計上している。
- ※3 保険料を段階的に引き上げている保険者については、3年平均額を第4期基準額として計上している。

（厚生労働省報道発表資料より抜粋）